

あなたのお宅には…



「住宅用火災警報器」付いていますか？

なぜ必要なの？

- ・消防法により全ての住宅に設置が義務化されています。
- ・八雲町の火災予防条例では、寝室と寝室が2階にある場合は階段に設置しなければいけません。



火災の早期発見に火災警報器がとても大切！

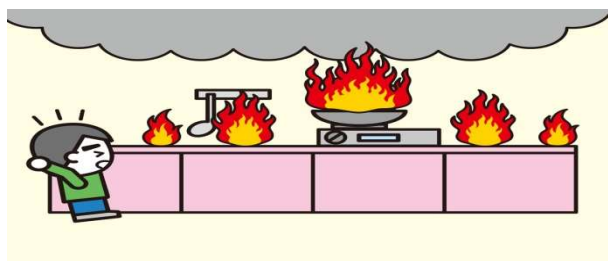
10年が交換の目安！

- ・古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。製造年や設置から10年を目安に交換しましょう。また月に1度はテストボタンにより動作確認をしましょう。



設置により救われる命も！

- ・火災警報器の鳴動により、就寝中や近隣住民が火災に気付いて逃げ遅れを防いだ事例が毎年何件も報告されています。



悪質な訪問販売に注意！

- ・消防職員などを装った悪質な訪問販売には気を付けてください。
消防職員が販売や特定業者への斡旋を行うことはありません。



※住宅用火災警報器に関するお問い合わせ先

八雲町消防本部予防課 (TEL:0137-63-2686)

熊石消防署予防係 (TEL:01398-2-3393) まで